

第 7 9 号議案

亀岡市国民健康保険条例の一部を 改正する条例の制定について

亀岡市国民健康保険条例（昭和 3 4 年亀岡市条例第 7 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 5 年 3 月 1 2 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

亀岡市国民健康保険条例（昭和 3 4 年亀岡市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 1 項第 3 号中「又はイ」を「からウまで」に改め、同号ア中「イに」を「イ又はウに」に改め、「の属する月以後 5 年を経過する月までの間に限り、同日」を削り、「属する一般被保険者が属する世帯」の次に「であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後 5 年を経過する月までの間にあるもの」を、「得た数」の次に「と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に 4 分の 1 を乗じて得た数の合計数」を加え、同号に次のように加える。

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に 4 分の 3 を乗じて得た額

第16条の5の2中「又は第2号」を「から第3号まで」に改め、同条第1号中「第2号」を「第2号又は第3号」に改め、同条第2号中「属する世帯」の次に「であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの」を加え、同条に次の1号を加える。

- (3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第16条第1項第3号ウに定めるところにより算定した額

第16条の6の5第1項第3号中「又はイ」を「からウまで」に改め、同号ア中「イに」を「イ又はウに」に改め、「得た数」の次に「と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数」を加え、同号に次のように加える。

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

第16条の6の9中「又は第2号」を「から第3号まで」に改め、同条第1号中「第2号」を「第2号又は第3号」に改め、同条第2号中「属する世帯」の次に「であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの」を加え、同条に次の1号を加える。

- (3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第16条の6の5第1項第3号ウに定めるところにより算定した額

附則第2項（見出しを含む。）中「平成25年度」を「平成26年度」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条第1項第3号、第16条の5の2、第16条の6の5第1項第3号及び

第16条の6の9の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の亀岡市国民健康保険条例第16条第1項第3号、第16条の5の2、第16条の6の5第1項第3号及び第16条の6の9の規定は、平成25年度以後の年度分の保険料について適用し、平成24年度分までの保険料については、なお従前の例による。

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 国民健康保険の被保険者であった者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合、特定世帯に係る世帯別平等割額を最初の5年間2分の1減額する現行措置に加え、その後3年間4分の1減額する措置を行うとともに、国民健康保険料の軽減判定所得の算定の特例を恒久化すること。
- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 4 この条例は、公布の日から施行すること。ただし、1の改正は、平成25年4月1日から施行すること。